

新潟市新潟駅前広場条例(昭和57年条例第5号) 【新旧対照表】

改正後 (案)	現行	備考
<p><u>(入場の制限等)</u></p> <p><u>第1条の2</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場に入場しようとする者の入場を禁じ、又は広場を利用する者(以下「利用者」という。)の退去を命ずることができる。</p> <p><u>(1) 広場の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認める場合</u></p> <p><u>(2) 施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認める場合</u></p> <p><u>(3) 次条の規定に違反した場合</u></p> <p><u>(4) その他広場の管理運営上支障があると認める場合</u></p> <p><u>2 前項の規定により利用者の退去を命ずる場合については、第6条の規定は適用しない。</u></p>		<p>令和6年4月1日施行</p>
<p>(行為の禁止)</p> <p>第2条 <u>利用者</u>は、広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p><u>(1) 施設又は設備を毀損し、又は汚損すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 球戯、スケートボード、ローラースケート、バイシクルモトクロスその他これらに類する行為をすること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に定めるもののほか、市長が<u>広場の管理運営</u>上支障があると<u>特に認める行為</u>をすること。</u></p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第2条 <u>広場を利用する者(以下「利用者」という。)</u>は、広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p><u>(1) 施設又は設備を汚損するおそれのある行為をすること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が<u>広場の管理</u>上支障があると<u>認める行為</u>をすること。</u></p>	<p>令和6年4月1日施行</p>
<p>(占用の許可)</p> <p>第4条 広場をバスの発着所、バスの待機所、<u>バスの案内所</u>若しくはタクシーの駐車場のために占有しようとする者又は広告物、地</p>	<p>(占用の許可)</p> <p>第4条 広場をバスの発着所、バスの待機所若しくはタクシーの駐車場のために占有しようとする者又は広告物、地下埋設物その他</p>	<p>公布日施行</p>

改正後（案）	現行	備考																																				
<p>下埋設物その他工作物等を設けるために占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略） （許可の条件）</p> <p>第5条 市長は、第4条及び第4条の2の規定による許可に広場の管理又はバスの円滑な乗降のため必要な範囲において条件を付けることができる。</p> <p>別表（第7条、第8条関係） （1） 占用</p> <table border="1" data-bbox="188 691 983 1297"> <thead> <tr> <th>占用の区分</th> <th>単位</th> <th>占用料の額</th> <th>占用の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスの発着所及びバスの待機所</td> <td>1平方メートル</td> <td>年額 3,040円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td><u>バスの案内所</u></td> <td colspan="2"><u>新潟市財産条例（平成25年新潟市条例第5号）別表の4の項の規定の例による。</u></td> <td><u>3年以内</u></td> </tr> <tr> <td>タクシーの駐車場</td> <td>1平方メートル</td> <td>年額 1,830円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	占用の区分	単位	占用料の額	占用の期間	バスの発着所及びバスの待機所	1平方メートル	年額 3,040円	3年以内	<u>バスの案内所</u>	<u>新潟市財産条例（平成25年新潟市条例第5号）別表の4の項の規定の例による。</u>		<u>3年以内</u>	タクシーの駐車場	1平方メートル	年額 1,830円	3年以内	(略)				<p>工作物等を設けるために占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略） （許可の条件）</p> <p>第5条 市長は、第4条及び第4条の2の規定による許可に広場の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。</p> <p>別表（第7条、第8条関係） （1） 占用</p> <table border="1" data-bbox="1028 691 1827 1289"> <thead> <tr> <th>占用の区分</th> <th>単位</th> <th>占用料の額</th> <th>占用の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスの発着所及びバスの待機所</td> <td>1平方メートル</td> <td>年額 3,040円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>タクシーの駐車場</td> <td>1平方メートル</td> <td>年額 1,830円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	占用の区分	単位	占用料の額	占用の期間	バスの発着所及びバスの待機所	1平方メートル	年額 3,040円	3年以内	タクシーの駐車場	1平方メートル	年額 1,830円	3年以内	(略)				<p>公布日施行</p> <p>公布日施行</p>
占用の区分	単位	占用料の額	占用の期間																																			
バスの発着所及びバスの待機所	1平方メートル	年額 3,040円	3年以内																																			
<u>バスの案内所</u>	<u>新潟市財産条例（平成25年新潟市条例第5号）別表の4の項の規定の例による。</u>		<u>3年以内</u>																																			
タクシーの駐車場	1平方メートル	年額 1,830円	3年以内																																			
(略)																																						
占用の区分	単位	占用料の額	占用の期間																																			
バスの発着所及びバスの待機所	1平方メートル	年額 3,040円	3年以内																																			
タクシーの駐車場	1平方メートル	年額 1,830円	3年以内																																			
(略)																																						

改正後（案）	現行	備考
<p data-bbox="203 276 349 304">(2) 使用</p> <div data-bbox="188 316 1003 363" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="215 371 271 400">備考</p> <p data-bbox="248 416 387 445">1～3 (略)</p> <p data-bbox="248 461 999 537">4 広場の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。</p>	<p data-bbox="1046 276 1191 304">(2) 使用</p> <div data-bbox="1032 316 1848 363" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="1061 371 1117 400">備考</p> <p data-bbox="1095 416 1234 445">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1095 461 1852 537">4 <u>南口中央広場</u>の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。</p>	